

令和5年6月●日

横手市地域公共交通活性化協議会

生活交通確保維持改善計画の名称

横手市生活交通確保維持改善計画

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

横手市は、東側が奥羽山脈、西側は出羽丘陵に囲まれた横手盆地の中央部に位置し、東西は45km、南北は35km、総面積692.80km²という広大な面積を有している。

市内公共交通は、鉄道2路線、路線バス15路線、タクシー会社8社などにより構成されている。鉄道については、南北に奥羽本線、東方向に北上線が運行し、秋田市や大仙市、湯沢市、北上市などと結ばれている。路線バスは、横手駅に隣接した横手バスターミナルを基点とし、放射状に運行されている。

近年は自家用車の普及や人口減少などの要因により公共交通の利用者は激減している。特に乗合バスは、市内完結路線のほとんどが赤字路線であり、路線維持のため市では毎年多額の財政支出を行っている。また、今後の更なる路線改廃も懸念されており、将来を見据えた公共交通体系への見直しが求められている。

市では、平成23年3月に「横手市地域公共交通総合連携計画」を策定し、「安心で住みよいまちづくり」に向けて、高齢化に対応したモビリティの確保、将来にわたり持続可能な公共交通システムの構築を目指し、デマンド型乗合タクシーである「横手デマンド交通」と、市街地の一部に設定した中心部バスゾーンをエリアとする「循環バス」の運行を、平成25年10月から開始したところである。

また、平成31年3月には、「横手市総合計画」「都市計画マスタープラン」の理念、方針の実現を図るため、「横手市地域公共交通網形成計画」を策定したところであり、基本方針として「移手段の確保」、「公共交通の利用が不便なエリアの解消」、「まちづくり戦略との連携」、「情報発信と利用促進」を掲げ、市の公共交通を取り巻く様々な課題を整理し、持続可能な地域公共交通の在り方について恒常的に検討することで、市民の皆様や当市を訪れる全ての皆様の移手段の確保、快適な移動環境の創出を図ることを目指している。

今回、地域公共交通確保維持改善事業の対象とした路線（以下「対象路線」という。）は、主に市の郊外地域から主要な公共施設や病院、商業施設などが集まる中心地域までの移動に利用されている。対象路線は、各バス路線の起終点である横手バスターミナルからの乗り換えも多く、各地域間の移手段として重要な役割を果たしており、特に自家用車を持たない住民の移手段として、その維持確保が必要とされている。

市民の生活の足の確保は地域の活力となるとともに、地域活性化にもつながるものであり、「安全で住みよいまちづくり」の実現のためには、横手デマンド交通と循環バスのそれぞれのメリットを生かした公共交通サービスは必要不可欠となっている。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

横手市の実態に即した、将来にわたり持続可能な公共交通サービスを実施していく。また、横手デマンド交通並びに市内循環バスの相互連携により、より効率的な公共交通ネットワーク構築の実現を目指す。

		実績値 (令和4年)	目標値 (令和6年)	目標値 (令和7年)	目標値 (令和8年)
横手デマンド 交通	年間利用人数	34,512人	35,600人	36,700人	37,800人
	一人あたりの 財政支出	899円	890円	880円	870円
循環バス	年間利用人数	39,526人	41,000人	43,000人	45,000人
朝日が丘上台 線3	年間利用人数	8,545人	8,500人	8,300人	8,100人
朝日が丘上台 線9	年間利用人数	2,780人	2,700人	2,600人	2,500人
朝日が丘上台 線10	年間利用人数	3,835人	3,800人	3,700人	3,600人
大森線10	年間利用人数	10,854人	10,800人	10,600人	10,400人
山内線4	年間利用人数	4,034人	4,000人	3,900人	3,800人
山内線9	年間利用人数	4,188人	4,100人	4,000人	3,900人
横手本荘線2	年間利用人数	7,286人	7,200人	7,000人	6,800人
横手本荘線13	年間利用人数	2,529人	2,500人	2,400人	2,300人
地域内フィーダー系統に係る市負担額		72,531千円	72,000千円	72,000千円	72,000千円
公共交通機関の利便性に係る満足度		58% (※) 非常に満足 2.1% 満足 12.7% やや満足 43.2%	59%	60%	61%

(目標値、目標値の考え方については、「横手市地域公共交通網形成計画」P.31を参照)

注:「地域内フィーダー系統に係る市負担額」は特定の事業者に限定しない全体の額であり、「公共交通機関の利便性に係る満足度」はフィーダー系統に限らない市の公共交通全体に対する指標である。

※令和4年度横手市まちづくりアンケート調査結果より(問10項目24「公共交通機関の利便性の向上」についての満足度)

(2) 事業の効果

地域内フィーダー系統を確保することで、以下の効果が期待できる。

- ・市内全域の交通手段の確保（交通不便地域の解消率 100%）
- ・既存公共交通との連携により、効率的な運行体系の実現（既存公共交通の再編）
- ・外出機会の増大による社会参加や地域活性化の促進
- ・病院や商業施設へのアクセス確保による生活環境の向上

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

◎利用者の利便性向上を図るバス運行路線の構築

- ・交通不便エリアを通過する地域間運行路線、既存循環バス（往復）路線に係る状況確認、利便性向上に係る検討を継続する。（横手市、羽後交通株式会社）
- ・バス路線の積極利用を促す施策について検討する。（羽後交通株式会社）

◎デマンド交通の更なるPR

- ・デマンド交通を未利用または利用経験の少ない市民が利用しやすい環境づくりを更に進めるため積極的に制度を周知する。（市内タクシー会社：普段タクシー利用が主となっている市民にドライバーからデマンド交通の周知を行う、横手市：地域の集会へ出向いての説明や市報への掲載）

◎更なる利便性向上を目指す新たな施策の検討

- ・運転免許証自主返納者向け回数券の配布について、引き続き関係機関と連携し、周知徹底を図る。（横手市、関係機関（警察署等））
- ・自家用有償旅客運送については、「柏木・大森病院線」の定期的な需要動向確認を行うとともに、必要に応じて「上畑線」のような運行形態の他地域への展開の可能性を検討する。（横手市）

（「横手市地域公共交通網形成計画」P. 30～P. 40 参照）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

表 1 を添付。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

横手市地域公共交通活性化協議会から運行事業者への補助金額については、運行経費の 9 割から運賃収入及び国庫補助金を差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

- | | |
|--------------|--------------|
| ・つばめ自動車株式会社 | ・合資会社浅舞タクシー |
| ・合同会社沼館タクシー | ・さとみタクシー有限会社 |
| ・合資会社大森タクシー | ・有限会社ユニオン交通 |
| ・よこてタクシー株式会社 | ・羽後交通株式会社 |

7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

※該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
※該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表5を添付。
13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし

(2) 事業の効果
※該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者【 <u>車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
※該当なし
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【 <u>公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【 <u>貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
※該当なし
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【 <u>貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【 <u>貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
※該当なし
20. 協議会の開催状況と主な議論

【平成30年度】

- ・平成30年 5月28日（第1回） 狙半内共助運営体による自家用有償旅客運送について
- ・平成30年 6月25日（第2回） 平成31年度横手市生活交通確保維持改善計画を承認
- ・平成30年11月29日（第3回） 横手市地域公共交通網形成計画について
- ・平成30年12月21日（第4回） 横手市地域公共交通網形成計画について（継続）
- ・平成31年 1月25日（第5回） 横手市地域公共交通網形成計画について（継続）
- ・平成31年 3月19日（第6回） 横手市地域公共交通網形成計画を承認

【令和元年度】

- ・令和元年 6月27日（第1回） 令和2年度横手市生活交通確保維持改善計画を承認
- ・令和元年 9月25日（第2回） 自家用有償旅客運送「上畑線」における乗降場所の追加について
代替交通「睦合線」委託事業者の変更について
スクールバスを活用した有償運送実証実験について
- ・令和元年11月12日（第3回） スクールバスを活用した有償運送実証実験について（継続）

【令和2年度】

- ・令和 2年 6月26日（第1回） 令和3年度横手市生活交通確保維持改善計画を承認
- ・令和 2年10月20日（第2回） 自家用有償旅客運送「柏木・大森病院線」本格運行への移行
代替交通「睦合線」停留所一部変更
公共交通回数券の利用対象事業者追加（介護タクシー）について
- ・令和 2年12月28日（書面協議） 地域内フィーダー系統確保維持改善事業の事業評価

【令和3年度】

- ・令和 3年 6月29日（第1回） 令和4年度横手市生活交通確保維持改善計画を承認
- ・令和 4年 1月18日（書面協議） 地域内フィーダー系統確保維持改善事業の事業評価

【令和4年度】

- ・令和 4年 6月24日（第1回） 令和5年度横手市生活交通確保維持改善計画を承認
自家用有償旅客運送の登録有効期間更新について合意
- ・令和 5年 1月25日（書面協議） 地域内フィーダー系統確保維持改善事業の事業評価
- ・令和 5年 2月13日（第3回） 横手市循環バスの減便について
羽後交通「角間川線」の廃止について

【令和5年度】

- ・令和 5年 5月10日（第1回） 路線バス角間川線の廃止に係る代替の措置について

21. 利用者等の意見の反映状況

- ・横手市地域公共交通活性化協議会への住民代表の参加
- ・平成 22 年度公共交通に関する市民アンケート調査による住民意見の反映
- ・平成 24 年度横手デマンド交通及び公共交通に関するアンケート調査による住民意見の反映
- ・毎年の横手市まちづくりアンケートによる住民意向の把握（満足度等）
- ・デマンド交通利用者への聞き取り調査（随時の抽出調査）による意見聴取

22. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ・秋田県観光文化スポーツ部交通政策課 ・秋田県平鹿地域振興局総務企画部 ・秋田県平鹿地域振興局建設部
関係市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ・横手市（副市長、総務企画部長）
交通事業者・交通施設管理者等	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省東北地方整備局湯沢河川国道事務所 ・横手警察署 ・羽後交通株式会社 ・秋田県ハイヤー協会横手湯沢雄平支部 ・東日本旅客鉄道株式会社秋田支社 ・秋田県交通運輸産業労働組合協議会
地方運輸局	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省東北運輸局秋田運輸支局
その他協議会が必要と認める者	<ul style="list-style-type: none"> ・市内各地域の利用者代表 ・横手市老人クラブ連合会 ・秋田県高等学校 PTA 連合会横手地区協議会

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）秋田県横手市中央町 8 番 2 号

（所 属）横手市地域公共交通活性化協議会

（横手市総務企画部経営企画課）

（氏 名）田口 真之

（電 話）0 1 8 2 - 3 5 - 2 1 6 4

（e-mail）kikaku@city.yokote.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記 2.・3. については、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

外客来訪促進計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

6年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
横手市	つばめ自動車株式会社	(1) 横手デマンド交通		横手市内		往 km 復 km	366日	5,100回		区域	①・②(1)		③
	合資会社浅舞タクシー	(1) 横手デマンド交通		横手市内		往 km 復 km	366日	2,700回		区域	①・②(1)		③
	合同会社沼館タクシー	(1) 横手デマンド交通		横手市内		往 km 復 km	366日	3,000回		区域	①・②(1)		③
	さとみタクシー株式会社	(1) 横手デマンド交通		横手市内		往 km 復 km	366日	4,500回		区域	①・②(1)		③
	合資会社大森タクシー	(1) 横手デマンド交通		横手市内		往 km 復 km	366日	2,200回		区域	①・②(1)		③
	有限会社ユニオン交通	(1) 横手デマンド交通		横手市内		往 km 復 km	366日	4,900回		区域	①・②(1)		③
	よこてタクシー株式会社	(1) 横手デマンド交通		横手市内		往 km 復 km	366日	3,500回		区域	①・②(1)		③
		(2) 横手市循環バス	横手バスターミナル	横手病院前	横手バスターミナル	往29.1km 循環	366日	3,531回		路線定期	①・②(1)		③
		(3) 1 朝日が丘上台線3	横手バスターミナル	横手病院前	上台	往7.1km	237日	474回		路線定期	①・②(1)	補助対象地域間幹線系統の横手・湯沢線、横手・大曲線と横手バスターミナルで接続	③
		(3) 2 朝日が丘上台線3	上台	横手病院前	横手バスターミナル	復7.4km	237日	474回		路線定期	①・②(1)		③
		(4) 朝日が丘上台線9	横手駅東口	朝日が丘四丁目南口	横手バスターミナル	往14.7km 復0.0km	237日	355.5回		路線定期	①・②(1)		③
		(5) 朝日が丘上台線10	横手駅東口	朝日が丘四丁目南口	横手バスターミナル	往14.1km 復0.0km	237日	355.5回		路線定期	①・②(1)		③
		(6) 1 大森線10	横手バスターミナル	大森地域局前	大森病院前	往17.9km	237日	711回		路線定期	①・②(1)		③
		(6) 2 大森線10	大森病院前	大森地域局前	横手バスターミナル	復17.7km	237日	829.5回		路線定期	①・②(1)		③
		(7) 山内線4	横手駅東口	平鹿振興局前	三ツ又温泉入口	往23.9km 復0.0km	237日	592.5回		路線定期	①・②(1)		③
	(8) 山内線9	三ツ又温泉入口	平鹿振興局前	横手バスターミナル	往23.2km 復0.0km	237日	592.5回		路線定期	①・②(1)	③		
	(9) 1 横手本荘線2	横手バスターミナル	平成高校前	坂の下	往24.9km	366日	484.5回		路線定期	①・②(1)	③		
	(9) 2 横手本荘線2	坂の下	平成高校前	横手バスターミナル	復24.4km	366日	301.5回		路線定期	①・②(1)	③		
	(10) 横手本荘線13	坂の下	平鹿総合病院前	横手バスターミナル	往27.7km 復0.0km	366日	183回		路線定期	①・②(1)	③		

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

7年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
横手市	つばめ自動車株式会社	(1) 横手デマンド交通		横手市内		往 km 復 km	365日	5,100回		区域	①・②(1)		③
	合資会社浅舞タクシー	(1) 横手デマンド交通		横手市内		往 km 復 km	365日	2,700回		区域	①・②(1)		③
	合同会社沼館タクシー	(1) 横手デマンド交通		横手市内		往 km 復 km	365日	3,000回		区域	①・②(1)		③
	さとみタクシー株式会社	(1) 横手デマンド交通		横手市内		往 km 復 km	365日	4,500回		区域	①・②(1)		③
	合資会社大森タクシー	(1) 横手デマンド交通		横手市内		往 km 復 km	365日	2,200回		区域	①・②(1)		③
	有限会社ユニオン交通	(1) 横手デマンド交通		横手市内		往 km 復 km	365日	4,900回		区域	①・②(1)		③
	よこてタクシー株式会社	(1) 横手デマンド交通		横手市内		往 km 復 km	365日	3,500回		区域	①・②(1)		③
		(2) 横手市循環バス	横手バスターミナル	横手病院前	横手バスターミナル	往29.1km 循環	365日	3,524回		路線定期	①・②(1)		③
		(3) 1 朝日が丘上台線3	横手バスターミナル	横手病院前	上台	往7.1km	239日	478回		路線定期	①・②(1)	補助対象地域間幹線系統の横手・湯沢線、横手・大曲線と横手バスターミナルで接続	③
		(3) 2 朝日が丘上台線3	上台	横手病院前	横手バスターミナル	復7.4km	239日	478回		路線定期	①・②(1)		③
		(4) 朝日が丘上台線9	横手駅東口	朝日が丘四丁目南口	横手バスターミナル	往14.7km 復0.0km	239日	358.5回		路線定期	①・②(1)		③
		(5) 朝日が丘上台線10	横手駅東口	朝日が丘四丁目南口	横手バスターミナル	往14.1km 復0.0km	239日	358.5回		路線定期	①・②(1)		③
		(6) 1 大森線10	横手バスターミナル	大森地域局前	大森病院前	往17.9km	239日	717回		路線定期	①・②(1)		③
		(6) 2 大森線10	大森病院前	大森地域局前	横手バスターミナル	復17.7km	239日	836.5回		路線定期	①・②(1)		③
		(7) 山内線4	横手駅東口	平鹿振興局前	三ツ又温泉入口	往23.9km 復0.0km	239日	597.5回		路線定期	①・②(1)		③
		(8) 山内線9	三ツ又温泉入口	平鹿振興局前	横手バスターミナル	往23.2km 復0.0km	239日	597.5回		路線定期	①・②(1)		③
	(9) 1 横手本荘線2	横手バスターミナル	平成高校前	坂の下	往24.9km	365日	484.5回		路線定期	①・②(1)	③		
	(9) 2 横手本荘線2	坂の下	平成高校前	横手バスターミナル	復24.4km	365日	302回		路線定期	①・②(1)	③		
	(10) 横手本荘線13	坂の下	平鹿総合病院前	横手バスターミナル	往27.7km 復0.0km	365日	182.5回		路線定期	①・②(1)	③		

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

8年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
横手市	つばめ自動車株式会社	(1) 横手デマンド交通		横手市内		往 km 復 km	365日	5,100回		区域	①・②(1)		③
	合資会社浅舞タクシー	(1) 横手デマンド交通		横手市内		往 km 復 km	365日	2,700回		区域	①・②(1)		③
	合同会社沼館タクシー	(1) 横手デマンド交通		横手市内		往 km 復 km	365日	3,000回		区域	①・②(1)		③
	さとみタクシー株式会社	(1) 横手デマンド交通		横手市内		往 km 復 km	365日	4,500回		区域	①・②(1)		③
	合資会社大森タクシー	(1) 横手デマンド交通		横手市内		往 km 復 km	365日	2,200回		区域	①・②(1)		③
	有限会社ユニオン交通	(1) 横手デマンド交通		横手市内		往 km 復 km	365日	4,900回		区域	①・②(1)		③
	よこてタクシー株式会社	(1) 横手デマンド交通		横手市内		往 km 復 km	365日	3,500回		区域	①・②(1)		③
		(2) 横手市循環バス	横手バスターミナル	横手病院前	横手バスターミナル	往29.1km 循環	365日	3,522回		路線定期	①・②(1)		③
		(3) 1 朝日が丘上台線3	横手バスターミナル	横手病院前	上台	往7.1km	237日	474回		路線定期	①・②(1)	補助対象地域間幹線系統の横手・湯沢線、横手・大曲線と横手バスターミナルで接続	③
		(3) 2 朝日が丘上台線3	上台	横手病院前	横手バスターミナル	復7.4km	237日	474回		路線定期	①・②(1)		③
		(4) 朝日が丘上台線9	横手駅東口	朝日が丘四丁目南口	横手バスターミナル	往14.7km 復0.0km	237日	355.5回		路線定期	①・②(1)		③
		(5) 朝日が丘上台線10	横手駅東口	朝日が丘四丁目南口	横手バスターミナル	往14.1km 復0.0km	237日	355.5回		路線定期	①・②(1)		③
		(6) 1 大森線10	横手バスターミナル	大森地域局前	大森病院前	往17.9km	237日	711回		路線定期	①・②(1)		③
		(6) 2 大森線10	大森病院前	大森地域局前	横手バスターミナル	復17.7km	237日	829.5回		路線定期	①・②(1)		③
		(7) 山内線4	横手駅東口	平鹿振興局前	三ツ又温泉入口	往23.9km 復0.0km	237日	592.5回		路線定期	①・②(1)		③
		(8) 山内線9	三ツ又温泉入口	平鹿振興局前	横手バスターミナル	往23.2km 復0.0km	237日	592.5回		路線定期	①・②(1)		③
	(9) 1 横手本荘線2	横手バスターミナル	平成高校前	坂の下	往24.9km	365日	483.5回		路線定期	①・②(1)	③		
	(9) 2 横手本荘線2	坂の下	平成高校前	横手バスターミナル	復24.4km	365日	301回		路線定期	①・②(1)	③		
	(10) 横手本荘線13	坂の下	平鹿総合病院前	横手バスターミナル	往27.7km 復0.0km	365日	182.5回		路線定期	①・②(1)	③		

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	横手市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	74,350
交通不便地域	85,555

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
85,555	横手市	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度
横手市地域公共交通網形成計画	平成31年4月1日	令和元年度

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(口②(1))に記載のある過疎地域の人口及び交付要綱別表7(口②(2)(実施要領の2.(1)⑭))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2)添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

令和5年4月1日改正

(上台線)

朝日が丘～横手バスターミナル～横手病院～横手高校～上台

朝日が丘四丁目南口発	横手バスターミナル発	四日町上丁発	南小学校入口発	横手病院前発	本町発	幸町発	横手高校前発	見入野発	上台着
◎ 6:50	7:03	7:06	7:07	7:11	7:12	7:13	7:18
◎ 7:15	7:28	7:31	7:32	7:36	7:37	7:38	7:43	7:44	7:48
	9:10	9:13	9:14	9:18	9:19	9:20	9:25	9:26	9:30
	12:15	12:18	12:19	12:23	12:24	12:25	12:30	12:31	12:35
	15:55	15:58	15:59	16:03	16:04	16:05	16:10	16:11	16:15
	17:20	17:23	17:24	17:28	17:29	17:30	17:35	17:36	17:40
上台発	見入野発	横手高校前発	幸町発	本町発	横手病院前発	南小学校入口発	四日町上丁発	横手バスターミナル着	
7:55	7:55	8:00	8:01	8:02	8:07	8:07	8:09	8:15	
9:45	9:45	9:50	9:51	9:52	9:57	9:57	9:59	10:05	
12:50	12:50	12:55	12:56	12:57	13:02	13:02	13:04	13:10	
16:20	16:20	16:25	16:26	16:27	16:32	16:32	16:34	16:40	

申請番号3-1
朝日が丘上台3申請番号3-2
朝日が丘上台3

全便、土・日・祝運休及びお盆期間（8月11日～16日）と年末年始（12月29日～1月8日）は運休となります。

◎印は、安田原経由

令和5年4月1日改正

(朝日が丘線)

横手駅東口 < 安田原～イオン前～秋田ふるさと村～朝日が丘四丁目～平鹿総合病院
平鹿総合病院～朝日が丘四丁目～秋田ふるさと村～イオン前～安田原 > 横手バスターミナル～横手高校～上台

横手駅東口発	横手バスターミナル発	神明町発	安田原発	イオン前発	秋田ふるさと村発	朝日が丘四丁目南口発	横手駅西口発	平鹿総合病院前発	横手駅東口着	横手バスターミナル着	申請番号4 朝日が丘上台9	
8:15	8:16	8:19	8:21	8:27	8:30	8:34	8:43	8:50	8:58	8:59		
9:35	9:36	9:39	9:41	9:47	9:50	9:54	10:03	10:10	10:18	10:19		
11:25	11:26	11:29	11:31	11:37	11:40	11:44	11:53	12:00	12:08	12:09		
横手駅東口発	横手バスターミナル発	平鹿総合病院前発	横手駅西口発	朝日が丘四丁目南口発	秋田ふるさと村発	イオン前発	安田原発	横山発	横手駅東口着	横手バスターミナル着	横手高校前発	上台着
				6:50	—	—	6:57	6:58	—	7:03	7:18	…
				7:15	—	—	7:22	7:23	—	7:28	7:43	7:48
12:50	12:51	12:59	13:07	13:16	13:20	13:23	13:26	13:27	13:33	13:34	…	…
15:00	15:01	15:09	15:17	15:26	15:30	15:33	15:36	15:37	15:43	15:44	…	…
17:10	17:11	17:19	17:27	17:36	17:40	17:43	17:46	17:47	17:53	17:54	…	…

全便、土・日・祝運休及びお盆期間（8月11日～16日）と年末年始（12月29日～1月8日）は運休となります。

申請番号5
朝日が丘上台10

令和5年4月1日改正

(大森線)

横手バスターミナル～田根森郵便局～大森病院前

横手バスターミナル発	住吉町発	伏山発	赤川発	塚堀発	田根森郵便局前発	大雄地域局前発	阿気郵便局前発	大森地域局前発	大森八日町発	大森病院前着
9:30	9:31	9:34	9:38	9:41	9:46	9:47	9:51	9:58	9:59	10:04
11:20	11:21	11:24	11:28	11:31	11:36	11:37	11:41	11:48	11:49	11:54
12:50	12:51	12:54	12:58	13:01	13:06	13:07	13:11	13:18	13:19	13:24
15:40	15:41	15:44	15:48	15:51	15:56	15:57	16:01	16:08	16:09	16:14
17:10	17:11	17:14	17:18	17:21	17:26	17:27	17:31	17:38	17:39	17:44
18:20	18:21	18:24	18:28	18:31	18:36	18:37	18:41	18:48	18:49	18:54

大森病院前発	大森八日町発	大森地域局前発	阿気郵便局前発	大雄地域局前発	田根森郵便局前発	塚堀発	赤川発	伏山発	住吉町発	横手バスターミナル着
6:30	6:31	6:36	6:39	6:43	6:48	6:49	6:52	6:56	6:59	7:03
8:10	8:11	8:16	8:19	8:23	8:28	8:29	8:32	8:36	8:39	8:43
10:10	10:11	10:16	10:19	10:23	10:28	10:29	10:32	10:36	10:39	10:43
12:00	12:01	12:06	12:09	12:13	12:18	12:19	12:22	12:26	12:29	12:33
13:30	13:31	13:36	13:39	13:43	13:48	13:49	13:52	13:56	13:59	14:03
16:25	16:26	16:31	16:34	16:38	16:43	16:44	16:47	16:51	16:54	16:58
17:50	17:51	17:56	17:59	18:03	18:08	18:09	18:12	18:16	18:19	18:23

申請番号6-1
大森10

申請番号6-2
大森10

全便、土・日・祝運休及びお盆期間（8月11日～16日）と年末年始（12月29日～1月8日）は運休となります。

令和5年4月1日改正

(山内線)

横手駅東口・ターミナル～清陵学院～相野々～三ツ又温泉入口

(平野沢～三ツ又温泉入口間フリーバス)

横手駅東口 発	横手バス ターミナル発	平鹿振興局 前	横手清陵 学院前 発	板井沢 発	相野々駅前 発	筏 発	南郷温泉前 発	学習交流 センター前 発	三ツ又温泉 入口 着
8:10	8:11	8:16	8:18	8:22	8:30	8:33	8:38	8:43	8:51
12:20	12:21	12:26	12:28	12:32	12:40	12:43	12:48	12:53	13:01
15:50	15:51	15:56	15:58	16:02	16:10	16:13	16:18	16:23	16:31
17:15	17:16	17:21	17:23	17:27	17:35	17:38	17:43	17:48	17:56
18:30	18:31	18:36	18:38	18:42	18:50	18:53	18:58	19:03	19:11
三ツ又温泉 入口 発	学習交流 センター前 発	南郷温泉前 発	筏 発	相野々駅前 発	板井沢 発	横手清陵 学院前 発	平鹿振興局 前	横手駅東口 発	横手バス ターミナル 着
6:50	6:58	6:59	7:04	7:11	7:15	7:23	7:25	7:29	7:30
9:30	9:38	9:39	9:44	9:51	9:55	10:03	10:05	10:09	10:10
13:15	13:23	13:24	13:29	13:36	13:40	13:48	13:50	13:54	13:55
16:50	16:58	16:59	17:04	17:11	17:15	17:23	17:25	17:29	17:30
18:05	18:13	18:14	18:19	18:26	18:30	18:38	18:40	18:44	18:45

申請番号7
山内4

申請番号8
山内9

●印は、土・日・祝運休及びお盆期間（8月11日～16日）と年末年始（12月29日～1月8日）は運休となります。

令和5年4月1日改正

(本荘線)

横手バスターミナル～平鹿総合病院～浅舞～沼館～大沢～玉米～本荘営業所

横手バスターミナル発	平鹿総合病院前発	横手駅西口発	中山発	平成高校前発	新町発	浅舞小学校前発	東里発	新道角発	沼館着	大沢上丁発	坂の下着発	玉米発	道の駅黄桜の里発	本荘営業所着
● 7:10	---	---	7:19	7:26	7:29	7:36	7:40	7:47	7:49
7:45	---	---	7:54	8:01	8:04	8:11	8:15	8:22	---	8:29	8:34
● 9:15	---	---	9:24	9:31	9:34	9:41	9:45	9:52	---	9:59	10:04
● 10:35	---	---	10:46	10:51	10:56	11:01	11:07	11:12	---	11:21	11:24	11:36	11:38	12:31
12:30	---	---	12:39	12:46	12:49	12:56	13:00	13:07	---	13:14	13:19
● 14:50	---	---	15:01	15:06	15:11	15:16	15:22	15:27	---	15:36	15:39	15:51	15:53	16:46
● 15:30	15:38	15:43	15:46	15:53	15:56	16:03	16:07	16:14	16:16
16:30	---	---	16:39	16:46	16:49	16:56	17:00	17:07	17:09
● 18:00	---	---	18:11	18:16	18:21	18:26	18:32	18:37	---	18:46	18:49	19:01	19:03	19:56
● 18:41	---	---	18:50	18:57	19:00	19:07	19:11	19:18	---	19:25	19:30
● 19:35	---	---	19:44	19:51	19:54	20:01	20:05	20:12	20:14
本荘営業所発	道の駅黄桜の里発	玉米発	坂の下発	大沢上丁発	沼館発	新道角発	東里発	浅舞小学校前発	新町発	平成高校前発	中山発	横手駅西口発	平鹿総合病院前発	横手バスターミナル着
● 6:40	7:30	7:32	※ 6:40	6:41	---	6:52	6:55	7:03	7:06	7:14	7:17	---	---	7:30
● 7:20	---	---	7:44	7:47	● 7:20	7:22	7:25	7:33	7:36	7:43	7:46	7:53	7:58	8:06
8:55	---	---	8:55	8:56	---	9:07	9:10	9:18	9:21	9:28	9:31	9:38	9:43	9:51
● 10:25	---	---	10:25	10:26	---	10:37	10:40	10:48	10:51	10:58	11:01	---	---	11:12
13:50	---	---	13:50	13:51	---	14:02	14:05	14:13	14:16	14:23	14:26	---	---	14:37
● 14:30	15:23	15:25	15:37	15:40	---	15:49	15:54	16:00	16:05	16:10	16:15	---	---	16:24
● 16:25	---	---	16:25	16:27	● 16:25	16:27	16:30	16:38	16:41	16:48	16:51	---	---	17:02
17:20	---	---	17:20	17:22	---	17:25	17:33	17:36	17:36	17:43	17:46	---	---	17:57
● 17:45	18:35	18:37	18:49	18:52	---	19:01	19:06	19:12	19:17	19:22	19:27	---	---	19:36

申請番号9-1
横手本荘2

申請番号10
横手本荘13

申請番号9-2
横手本荘2

●印は、土・日・祝連休及びお盆期間（8月11日～16日）と年末年始（12月29日～1月8日）は連休となります。
※印は、横手高校直通(7:39着)



申請番号3-1、3-2
 路線名:朝日が丘上台3
 系統キロ:往路7.1km(3-1)
 復路7.4km(3-2)

地域内フィーダー系統申請系統



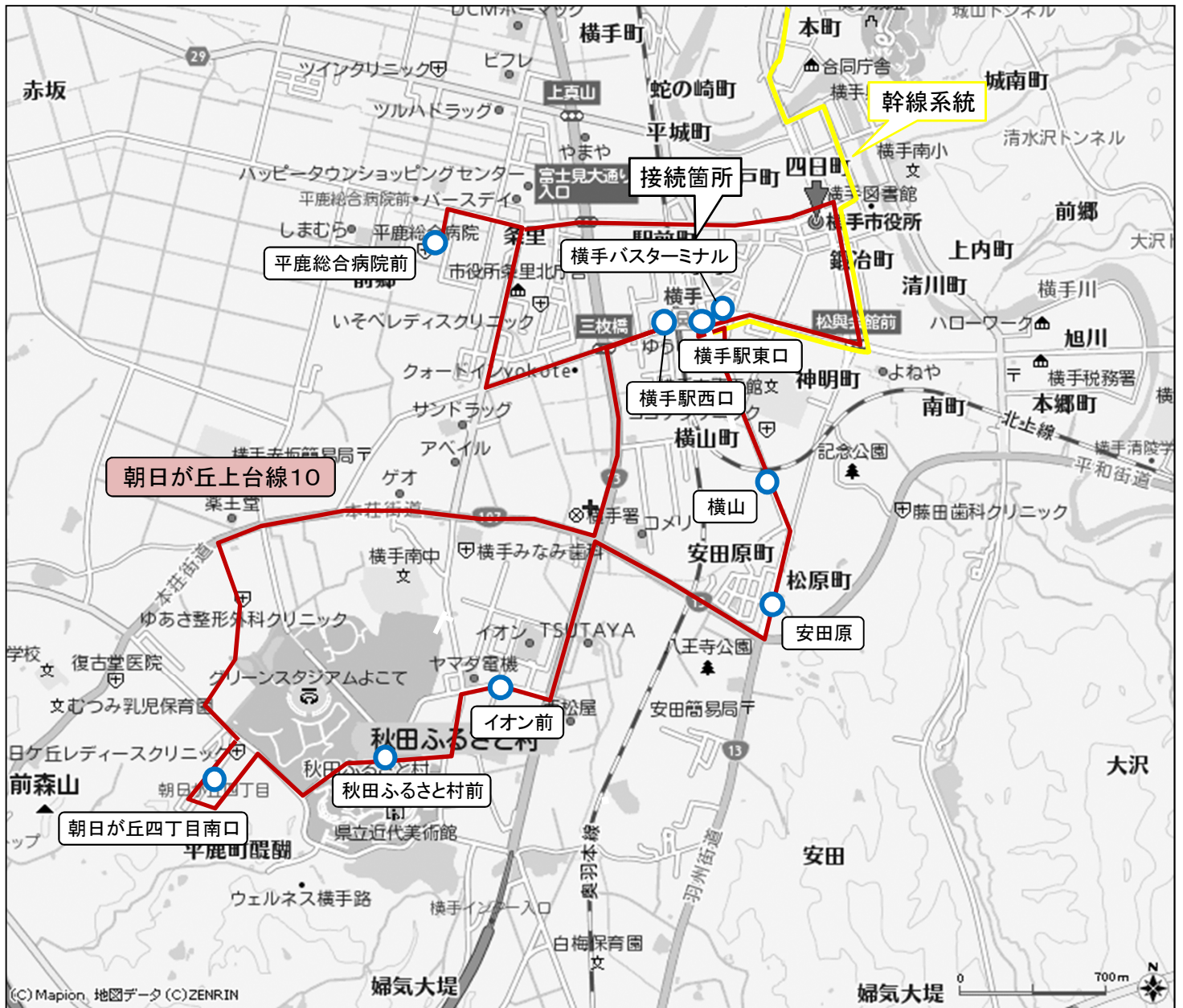
申請番号4

路線名: 朝日が丘上台9

距離数: 往路14.7km

復路 0.0km

地域内フィーダー系統申請系統



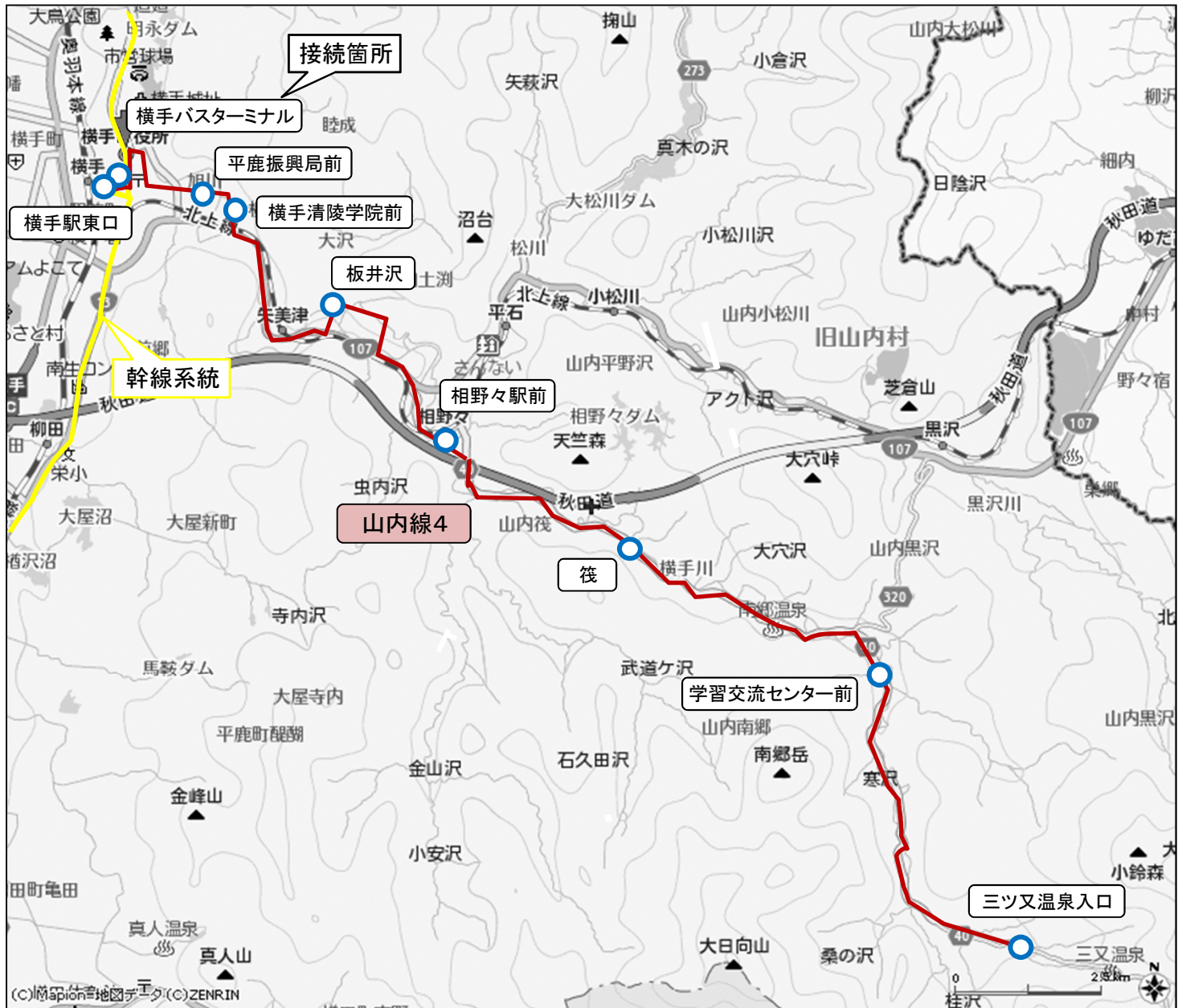
申請番号5

路線名: 朝日が丘上台10

距離数: 往路14.1km

復路 0.0km

地域内フィーダー系統申請系統



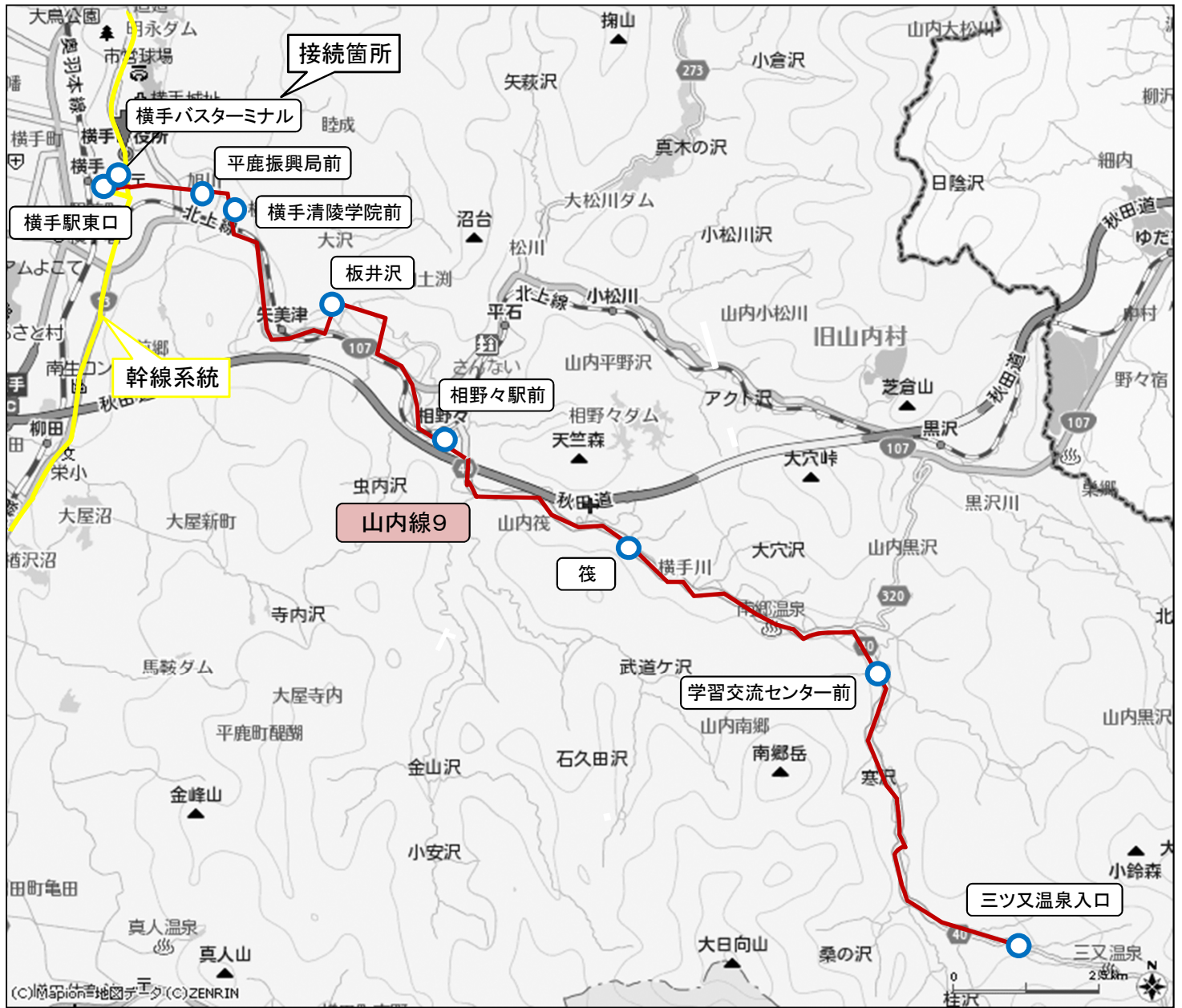
申請番号7

路線名:山内線4

距離数:往路23.9km

復路 0.0km

地域内フィーダー系統申請系統



申請番号8

路線名: 山内線9

距離数: 往路23.2km

復路 0.0km

【i 目標値】

目標は、「①利用者数の維持・増加」「②交通不便エリア数の削減」「③免許返納者数の増加」とします。

なお、「②交通不便エリア数の削減」については、地域の皆様のご意見や需要動向等を調査のうえ、不便の解消につながる地域公共交通の在り様について検討してまいります。

☆…目標値

指標	現状値 (2017年度)	中間目標値 (2021年度)	最終目標値 (2023年度)
◎交通機関利用者数	662,978人	652,800人	649,600人
・路線バス	558,846人	537,000人	526,000人
・循環バス	45,731人	53,000人	58,000人
・代替交通	8,918人	8,900人	8,900人
(うち共助運行路線)	1,028人	1,000人	1,000人
・デマンド交通	43,614人	48,200人	51,100人
・コミュニティバス	5,869人	5,700人	5,600人
◎交通不便エリア数	4エリア・33行政区	3エリア・16行政区	1エリア・1行政区
◎免許証自主返納者数	323人	360人	360人

☆…目標値の考え方

事項	考え方
◎交通機関利用者数	・制度全体の利用者数の維持、増加を目指す
・路線バス	・減少率をマイナス2%に留める(直近増減率=-2.79%)
・循環バス	・過去2年間の平均増加率(約5%)達成を目指す
・代替交通	・過去4年の平均利用者数を維持する
・デマンド交通	・本格運行後4年間の平均増加率(約3%)達成を目指す
・コミュニティバス	・年間利用者数減少率を1%に近づける
◎交通不便エリア	・優先順位高位エリアの解消を目指す
◎免許証自主返納者数	・秋田県平均返納率(約2%)達成を目指す